

富里市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富里市地域公共交通会議設置規約（令和3年4月27日制定。以下「規約」という。）第15条第4項の規定に基づき、富里市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に、事務局長その他必要な事務局員を置く。

- 2 事務局長は、富里市企画財政部経営戦略課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、富里市企画財政部経営戦略課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し、必要な事項は、富里市において定められている公文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、富里市において定められている公印の取扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月29日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
富里市地域 公共交通会 議会長の印		てん書	24 mm × 24 mm	会長名 をもつ て発す る文書	1	事務局長